

(様式1)

座教総発第 53 号

令和4年1月27日

文部科学大臣 殿

座間市長 佐藤 弥斗

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を提出します。

記

1. 施設整備計画の名称
座間市公立学校等施設整備計画
2. 計画期間
令和3年度

(担当)

座間市教育委員会教育総務課 川島

電話：046-252-8375 (直通)

E-mail：kyouiku@city.zama.kanagawa.jp

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

老朽化した非構造部材を改修し、防災機能の強化を進める。

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

(3) 教室不足の解消等を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

中学校の老朽化したトイレを改修し、大便器の洋式化及び床の乾式化を進める。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		11 校
中学校		6 校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		園
幼保連携型認定こども園		園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		校
教員及び職員のための住宅		戸
学校給食施設	単独校調理場	11 箇所
	共同調理場	箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	箇所
	学校武道場	箇所
	社会体育施設	21 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	有	平成30年3月26日
国土強靱化地域計画 ^{※2}	無	

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>計画年度毎に目標の達成度について指標により計測し検証を行い、評価の結果等をホームページにより公表する。</p>
--

